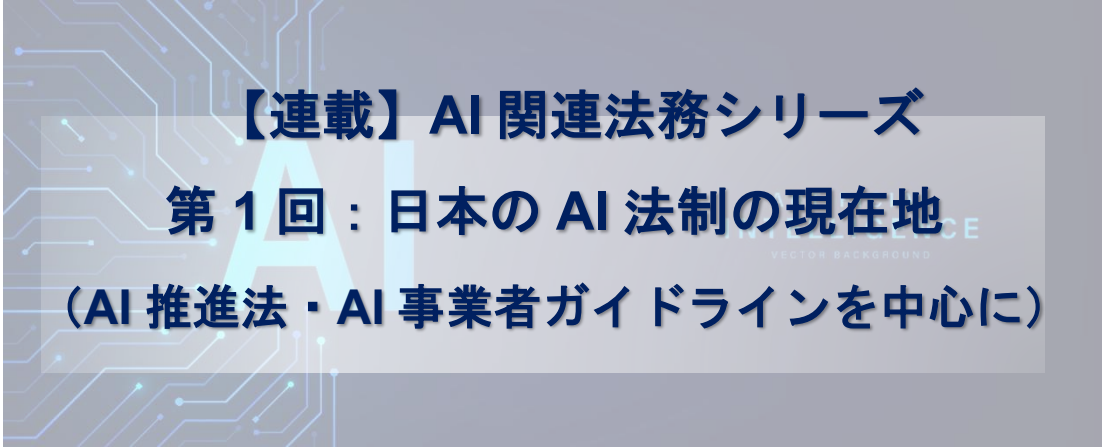


岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 8 月

情報・テクノロジー/グローバル法務



【連載】AI 関連法務シリーズ 第 1 回：日本の AI 法制の現在地 (AI 推進法・AI 事業者ガイドラインを中心に)

弁護士 [深津 春乃](#)

第 1 連載開始にあたって

近年、生成 AI をはじめとする人工知能技術の急速な発展に伴い、企業における AI の開発・利活用が加速している。これと並行して、EU においては 2024 年 8 月 1 日に AI 規制法 (AI Act)¹ が発効し、2026 年 8 月 2 日には、ほぼ全てのルールの実行が開始されている。ASEAN 各国においても、シンガポールが 2019 年に Model AI Governance Framework²を公表し比較的早い時期からソフトローによる AI ガバナンスを推進してきたほか、ベトナムでは 2025 年 12 月に ASEAN 初の包括的な AI 法 (Law No.134/2025/QH15) が成立し、2026 年 3 月から施行されている。このように、AI をめぐる法制度・規制枠組みの整備は世界的な潮流となっており、日本においてもこうした国際的な動向と連動して法整備や関連する法解釈の検討等が進められている。こうした流れを背景に、AI 関連の法務課題は、もはや一部のテクノロジー企業に限られたものではなく、国内外で事業を展開する日本企業にとっても、継続的に管理すべき重要課題となっている。

本連載は、こうした企業の AI 利活用の高まりと AI 法規制の広がりを踏まえ、日本、EU、ASEAN 等の各国・地域における AI 法制の最新動向を発信することを目的とするものである。今後、EU・米国の AI 規制動向や ASEAN 各国の AI 関連法制を取り上げるほか、金融分野や知的財産分野等の分野別テーマについても取り扱う予定である。

連載第 1 回となる本稿では、2025 年に施行された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(以下「AI 推進法」という。)及び総務省及び経済産業省が公表している AI 事業

¹ <https://artificialintelligenceact.eu/>

² 2020 年 1 月 21 日には第 2 版が公表されている。<https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Resource-for-Organisation/AI/SGModelAIGovFramework2.pdf>

者ガイドライン³を中心に、日本企業が現時点で認識すべき AI 関連法務の全体像を整理する。併せて、AI に関連する既存法による規律についても概観する。

第2 AI 推進法

1 AI 推進法の基本法的性格

AI 推進法は、2025 年 6 月 4 日に公布・一部施行され、同年 9 月 1 日に全面施行された。同法は、日本で初めて AI 関連技術を正面から対象とした法律である。

同法は、AI の研究開発や利活用に伴うリスクに対する個別具体的な行為規制や罰則を定めるものではなく、AI 技術の発展と社会実装を推進するための基本的な理念を掲げるとともに、当該基本理念に則った研究開発・利用の推進のために、国・事業者・国民の役割及び政府の施策の基本方針等を定める基本法的性格を有する。この点において、AI 推進法は、EU やベトナムの AI 法のようにリスクベース・アプローチに基づき禁止行為や具体的義務を罰則とともに定める規制法的性格を有する法律とは一線を画している。

2 AI 推進法の内容

AI 推進法は、上記のとおり、基本法的性格を有するものであり、多くの規定は国を名宛人として、AI 関連技術の研究開発及び活用の推進のための基本的施策を策定し、必要な法制上・財政上の措置を講じることなどを求めるものである。

また、AI 推進法は、AI 基本計画案の作成及び推進に関する事務を所掌する人工知能戦略本部を設置することを定める（19 条）。AI 基本計画は、AI 推進法よりも具体的に政府が講ずべき施策の基本的な事項を定めるものであり、政府はこれに基づき AI 関連施策を体系的に実施することが想定されている。最初の AI 基本計画⁴は 2025 年 12 月 23 日に、次いで 2026 年 7 月 14 日に 2 つ目の AI 基本計画⁵がそれぞれ閣議決定されている。

2026 年 7 月の最新の計画では、AI 利活用の積極的な推進や AI 開発力の向上、特にパーソナル AI やフィジカル AI を日本の勝ち筋として追求する方針のほか、AI ガバナンスの実現及び人材育成や AI 社会の各種制度構築等の施策が盛り込まれている。法令改正動向に関していえば、以下の事項への言及がある（いずれも同計画より引用）。

2026 年 7 月の AI 基本計画における法令改正動向に関する記載

- ・ 統計作成等であると整理できる AI 開発等によりのみ利用される場合に個人データの第三者提供等に係る本人同意を不要とする特例や、当該特例において定める義務等に違反した場合の課徴金制度等の創設を含む「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 56 号）の円滑な施行に向

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf

⁴ https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20251223.pdf

⁵ https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20260714.pdf

けて下位法令の整備等を進める。

- ・ 広く AI 利活用に伴う権利侵害に関する法的整理なども含め各種ガイドライン等を整備し、事業者等による AI の研究及び開発・利活用における適正性の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、適切な利活用の推進と関係者への周知徹底を図る。
- ・ エージェント型 AI の進展も前提としつつ、AI 利活用におけるリスクが顕在化し権利侵害や損害が発生した場合の責任分界について、継続的に検討する。
- ・ 適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進や、生成 AI による知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成 AI と知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進める。
- ・ 声の無断利用によるパブリシティ権その他の人格権の侵害等に関する不法行為法の解釈等に係るガイドライン等を作成するとともに、不正競争防止法改正を含む法整備の必要性も含め検討する。
- ・ AI 利活用により生成された製品・サービスを巡る知的財産権について、その在り方を検討する。

さらに、AI 推進法では、研究開発機関及び活用事業者、国民も名宛人として、それぞれの責務が以下のとおり定められている。活用事業者とは、AI 関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の AI 関連技術を事業活動において活用しようとする者をいい（7 条）、今日ではほぼ全ての事業者がこれに当たるであろう。活用事業者については、研究開発機関及び国民の責務（「協力するよう務める」）とは異なり、国・地方公共団体が実施する施策に「協力しなければならない」とされている。但し、上記のとおり具体的行為規制の定めはなく、罰則の定めもないため、具体的な作為義務等を法的義務として定めたものではないと考えられる。

AI 推進法上の各主体の責務

- ・ 研究開発機関の責務（6 条）：AI 関連技術の研究開発及びその成果の普及、専門人材の育成に積極的に努め、国・地方公共団体が実施する施策に協力するよう努める。
- ・ 活用事業者の責務（7 条）：自ら積極的な AI 関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。
- ・ 国民の責務（8 条）：AI 関連技術に対する理解と関心を深めるとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力するよう努める。

第 3 AI 事業者ガイドライン

AI 推進法に先立ち、総務省及び経済産業省は、2024 年 4 月に「AI 事業者ガイドライン」（第 1.0 版）を公表した。その後、1.1 版を経て AI 推進法施行後の 2026 年 3 月に 1.2 版が公表されている。同ガイドラインは、事業活動において AI の開発・提供・利用を行う全ての者を対象とし、各段階において留意すべき事項を整理したものである。1.2 版では、新たに「AI エージェント」及び「フィジカル AI」の定義が追加され、これらの新たな技術類型に特有のリスクと対応の方向性が

示されている。同ガイドラインの AI エージェント及びフィジカル AI に係る詳細については、当事務所ニュースレター「AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版）における AI エージェント及びフィジカル AI の取扱い」⁶で解説している。

同ガイドラインでは、まず AI の活用により目指すべき社会及びそれを実現するための基本理念、AI 開発者・AI 提供者・AI 利用者に共通する指針が示されている。その上で、同指針に基づき、各主体に求められる事項が記載されている（主な事項は以下のとおり。）。また、AI 事業者ガイドラインの別添⁷において、ガイドライン記載事項の具体的な実践方法等について、事例を用いて具体的な解説がなされている。但し、同ガイドラインはリスクの大きさに応じて対策の程度を決定するいわゆるリスクベース・アプローチを採用しており、ガイドラインに記載された事項を全て全事業者が一律に実施しなければならないとするものではない。

また、同ガイドラインに法的拘束力はなく、ガイドライン違反が直ちに法的制裁を伴うものではない。しかしながら、不法行為責任等を問われた場合、ガイドラインの記載は事業者の注意義務の水準の判断において参照される可能性があることに加えて、ガイドラインに従った行動をしていたことは、事業者のリスク管理の合理性を示す根拠として、AI の利活用に伴う事故や不祥事の発生時のレピュテーションリスク低減にも資する可能性があることは遵守のインセンティブにつながると考えられる。

主体	各主体に求められる事項の例 ⁸
AI 開発者	AI モデルを直接的に設計し変更を加えることができ、AI の出力に与える影響力が高いこと等から、開発する AI の影響について可能な限り検討し、対応策を講じることが重要。 ・ データ収集の適切性の確保（個人情報や知的財産権への配慮） ・ 学習データにバイアスが含まれ得ることを踏まえたデータの質の確保 ・ 予期しない環境を想定した安全性の確保 ・ 安全に利用可能な AI の使い方について明確な方針・ガイダンス設定 ・ 開発した AI システムに係る安全性等についての適切な情報提供や、開発過程やデータ収集、アルゴリズム等に係る透明性の確保 最先端の基盤モデル等の高度な AI システムの開発者は、「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を参照することが望ましいとされ、さらに高度なリスク管理が求められている。
AI 提供者	AI 開発者が開発する AI システムに付加価値を加えて AI システム・サービスを AI 利用者に提供し、社会に与える影響が大きいこと等から、自らのサービスに組み込む AI の検証や、適切な管理・サービスの維持を行うことが重要。

⁶ https://www.iwatagodo.com/publications/uploads/file/NL2607_DT.pdf

⁷ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_3.pdf

⁸ 本表の記載は、AI 事業者ガイドラインを基に、筆者において抜粋・要約したものである。

	・ 安全性に配慮したリスク対策、プライバシー保護、セキュリティ対策等 ・ 連携する外部サービスや参照情報等のバイアスを検討、バイアス発生有無の定期モニタリング ・ AI の利用状況や安全性等についての適切な情報提供 ・ 利用上の留意点の設定及びサービス規約の文書化、プライバシーポリシーの明示
AI 利用者	・ AI システム・サービスを利用するに当たり、AI 提供者が意図した範囲内で適正利用をし、必要に応じて AI システムの運用を行うことが重要。また人間の判断を介在させ、人間の尊厳及び自律を守りながら予期せぬ事故を防ぐ。 ・ 想定された仕様に基づく動作確認 ・ 適切なデータ入力（正確性・最新性の担保や個人情報を入力しないこと等） ・ プロンプトに含まれるバイアスに留意した出力結果の事業利用判断 ・ 出力結果を事業判断に活用した場合、その結果を合理的な範囲でステークホルダーに提供

第 4 その他の関連法令等

上記が AI を正面から対象とした法令及びガイドラインであるが、その他の既存法令は従前どおり適用されるため、AI を開発、提供又は利用する者は、引き続きこれらの既存法令を遵守する必要がある。なお、民法や著作権法等、AI 関連技術の発展に伴い問題となりやすい法分野においては、AI を踏まえたガイドラインも公表されている。

AI を開発、提供又は利用する事業者に関連し得る法令は幅広いが、一部を紹介する。なお、AI に関する各府省庁等のガイドラインは、内閣府ウェブサイトにおいて一覧で公表されている。

AI に関連する既存法令・ガイドラインの例

- ・ **民法**：AI 利活用に起因する損害について、不法行為責任等の適用が問題となるほか、AI の開発・利用に係る契約解釈を巡り、権利関係や責任分担に関してトラブルが発生するリスクがある。
 - 経済産業省「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き〔第 1.0 版〕」（2026 年 4 月）⁹ は、AI を用いたサービスやシステムが事故に寄与した事例を想定し、民事責任の解釈の視点や考え方を整理している。具体的内容は当事務所ニュースレター「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」のポイント解説 ～外観検査 AI の事例を中心に～¹⁰で解説している。
 - 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（AI 編）（2019 年 12 月）¹¹ は、AI の開発・利用に関する契約の主な課題・論点、契約条項例や考慮要素を整理している。「AI の利用・開

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/pdf/20260409_1.pdf

¹⁰ https://www.iwatagodo.com/publications/uploads/file/NL2606_DT.pdf

¹¹ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-3.pdf

発に関する契約チェックリスト」(2025 年 2 月)¹² も AI の利活用に関する契約を作成するに当たって留意すべきポイントを具体的に解説しており、参考になる。

- ・ **製造物責任法 (PL 法)** : AI 搭載製品やロボティクス等に欠陥がある場合、製造業者が無過失責任を負い得る。
 - 上記「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」において、製造物責任法 3 条の解釈適用も検討対象とされている。
- ・ **個人情報の保護に関する法律** : AI の学習データへの個人情報の取込み、プロンプトへの入力、生成物に含まれる個人情報の取扱い等が問題となる。2026 年 7 月公布の改正個人情報保護法では、統計作成等であると整理できる AI 開発目的での第三者提供や公開されている要配慮個人情報取得について本人同意を不要とする内容が盛り込まれている。
- ・ **著作権法** : 学習段階における著作物の利用、生成物による既存著作物の侵害、生成物の著作物性等が問題となる。
 - 文化庁「AI と著作権に関する考え方について」(2024 年 3 月)¹³は、生成 AI と著作権の関係について、現行法の解釈を整理している。
- ・ **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (独占禁止法)** : 競争上有力な地位を有する事業者による他の事業者へのアクセス制限や抱き合わせ、アルゴリズムによる協調行為等が論点となり得る。
- ・ **不正競争防止法** : 著名人の声に類似した音声を AI で生成して商用利用した場合等において、不正競争のうち周知表示混同惹起行為に該当するか否か等が問題となり得る。

第 5 おわりに

本稿では、AI 推進法及び AI 事業者ガイドラインを中心に、日本企業が現時点で認識すべき AI 関連法令等の全体像を概観した。AI 推進法は、基本法的性格を有し事業者として特段の具体的な対応事項はない。他方、AI 事業者ガイドラインは、法的拘束力はないものの別添も併せて具体的な対応について指針が示されており、まずは自らが AI 開発者・提供者・利用者のいずれに当たるのかを整理し、リスクを分析した上で、当該リスクに応じた対応を講ずることが望ましい。さらに、既存法令についても引き続き遵守する必要がある。AI が関わる法分野や論点は多岐にわたるが、第 4 で一部紹介しているとおり問題となりやすい分野については既に AI を踏まえた法改正やガイドライン等の公表がなされており、事業者における具体的対応の検討に当たり参考にしたい。また、第 2 で触れたとおり AI 基本計画においても一定の事項については更なる法整備等を行うことが盛り込まれており、これらの事項を中心に、今後の法改正に係る動向も注目していく必要がある。

¹² https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf

¹³ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

【執筆者】



[深津 春乃](#)（弁護士）

E-mail: haruno.fukatsu@iwatagodo.com

2016 年京都大学大学院法学研究科修了。2025 年 University of Michigan Law School (LL.M.) 修了。2017 年弁護士登録。2025 年 9 月～タイ Tilleke&Gibbins 法律事務所定期駐在。クロスボーダー及び日本国内のコーポレート案件、M&A 取引を主として担当するほか、紛争解決、業規制を含む企業法務全般に関し広く法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。